

〔論 説〕

明治期の警察監視について

三 田 奈 穂

目次

- 一 はじめに
- 二 概要
- 三 監視規則
- 四 日本帝国刑法初案の影響
- 五 おわりに

一 はじめに

筆者はこれまで、平成二十八年（二〇一六）六月に導入された刑の一部執行猶予に関する基礎研究として、明治期

における執行猶予の沿革研究と明治十五年（一八八二）旧刑法下における仮出獄と特別監視に関する研究をおこなってきた¹⁾。本稿では、先の研究で課題としていた警察監視制度について、その制度の概要と運用、試案等について検討した。なお、本稿で対象としたのは大日本帝国憲法発布以前である。

二 概要

1 沿革

本稿にいう警察監視制度は、明治十五年一月一日施行の刑法（明治十三年太政官第三六号布告、以下「旧刑法」と呼称する）により運用が開始され、明治四十一年十月一日の現行刑法施行により廃止された。もともと特別監視については、文言は削除されたがその内容は明治四十一年監獄法（法律第二八号）に引き継がれ、戦後の刑法改正および犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一四二号）の施行により廃止された。

2 種類

旧刑法下の監視は二種類に分けられる。仮出獄者に対する特別監視と、条文上は「監視」と表記され、便宜的に普通（または通常・尋常）監視と呼称されるものである。

普通監視は、付加刑の一つとして旧刑法一〇条四号に定められた。満期出獄後の刑余者に対して警察の監視を付し、再び犯罪に至ることを予防するものである。旧刑法の編纂とともに著された注釈書である『刑法註解』には、警察監視の目的は「後來ヲ戒ム」ことにあるとされる²⁾。

旧刑法は法定刑に応じて犯罪を重罪・軽罪・違警罪に区分していたが、重罪の刑の言渡しを受けた者に対しては自

動的に監視が付された。監視期間は、それぞれの刑種の短期三分の一の期間である（三七条）。また、期滿免除（刑の時効）を得た死刑および無期刑の受刑者に対しては、捕えられてから五年間の監視に付すとされた（三九条・四〇条一項後段³⁾。

重罪の監視が裁判官による宣告を必要とせず全ての罪種に付加されるのに対して、軽罪は、皇室に対する罪、国事に関する罪、貨幣・官印・官文書・私印私書を偽造する罪、官吏財産に対する罪、窃盜・強盜・詐欺取財の罪、贓物に関する罪の一部、放火の罪等に付加され、六月以上二年以下の期間から裁判官の宣告を必要とした（三八条）。

監視は付加刑であるので、原則として主刑の言渡しがある場合にのみ科されたが、内乱予備・陰謀罪の自首（一二六条）および貨幣偽造・偽造貨幣輸入取受罪の行使前の自首（一九二条一項）は例外的に主刑を免除して監視のみを科することが定められた（四〇条二項）。これらの監視期間は、六月以上三年以下から宣告することとされた。

順良で再犯のおそれのない者は、行政処分で仮に監視を免除することができた（四一条）。後述する旧刑法の附則三六条には、被監視人が規則を遵守し悔改の状がある時は、警察官がその事実を上申し、内務卿および司法卿の命を受けて仮免監視ができる⁴⁾とある。刑余者はそもそも世間から嫌忌されるものであり、監視は行動の自由を制限（動作進退ヲ檢束⁵⁾）するので生業を営む者の妨害となり得る、というのがその趣旨である。もつとも仮免は取消しが可能であった。

特別監視は、前述の通り仮出獄期間中に付されるものである（五五条）。仮出獄が許された者は、先に特別監視を受け残刑期間を満了し、普通監視に移行した。

3 戸口調査と監視

明治時代の警察による監視というと、巡査による巡回や臨検の強化がイメージされるが、被監視人に対して警察が日常的にどの程度かかわりを持っていたのかについては、各郡区に設置された警察署によって異なることが推測できる。『警務要書』は、内務省警保局が明治十八年に編集した警察執務に関する参考書であり、当時の警察の実態を示す史料といわれる。⁶⁾ 同書は監視について、わずかに第二編「通務」第二章「戸口調査」に次の記述があるのみである。

(二) 戸口調査上登録すべき件は、一家の人員ならびに各人の族籍、住所、氏名、年齢、身分、職業に止まるといえども、処刑もしくは犯則の処分を受けたる者はその罪の種類、また監視もしくは特別取締中にあるかどうかを付記すべし。⁷⁾

大日方純夫氏の研究によれば、警察の訪問により人民を網羅的に掌握してその動静を日常的に見張る戸口調査は、明治九年に東京で始まり、後に全国的に展開されていった。

調査にあたって、住民は三種類に区別され、それぞれ甲・乙・丙と暗号で戸口調査簿に朱記されることとなった。甲は官吏、華族、教員、会社の役員などで、常識・資産があつて疑いのない者、乙は学舎、旅舎、下宿人・同居人のある家、新しい家や移住してきた家、職人、多人数が在籍する会社、車夫、馭者、馬丁、貧民住居の場所、遊郭、料理店、寄席など、丙は犯罪者、博徒、悪評のある者、無産無職の者などである。甲の該当者は三カ月に一回、乙

の該当者は二カ月に一回、丙の該当者は毎月一回、調査することにし、乙にはつねに注意をほらい、丙については本人に知られないように挙動に注目し、近隣の風評などを集めよと命じた。⁽⁸⁾

明治十六年二月「戸口調査仮規則並心得」⁽⁹⁾には、「丙号監視ノ刑及ヒ免刑放免後ノ者戒ハ不審ノ見認メ」とあり、被監視人に対する警戒は甲乙よりも強化されてはいるものの、刑余者一般や不審者、無産無職者等よりも嚴重であったとは記されていない。もっとも、監視期間中の家宅の臨検は、個々の警察官吏の判断でおこなうことができた（旧刑附二八条）。

三 監視規則

被監視人には、監視規則の遵守義務が課された。同規則は旧刑法附則（明治十四年太政官第六七号布告）に置かれている。⁽¹⁰⁾ 以下、監視規則の内容を検討する。

1 住所の決定

まず、「予メ其住所ヲ定メシメ」ること、つまり出獄後の住所を事前に定めなければならない（二二条本文）。

明治四年戸籍法（太政官第一七〇号布告）は、第一則に「臣民一般其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ」とある通り、住居地を基準とする戸籍の編成を定めた。戸主を中心とした人的集団の把握・統制により、戸籍を徴兵や税制など明治国家の基礎となる制度に利用したと理解されている。⁽¹¹⁾ もっとも、正確な実態を戸籍に反映することは難しく、無籍・脱籍等に悩まされたことがわかっている。

明治十五年内務省乙第三九号達には、

無籍在監人は、在監中定籍の手續を為さしむるに及ばず、本人放還の時、籍を望の地に定めしめ、典獄より就籍地区戸長へ通知書を作り、本人をして携帯就籍の手續を行わしむべし（ただし書以下略）¹²⁾

とある。右内務省達は、東京府の上申により成立したものである。懲治監に在監する無籍者について、同監所在地の戸籍に一時的に編入する従来の実務はその町村にとって不利益となるとし、是正を求めた。懲治監は、明治五年「監獄則并図式」（太政官第三七八号布告）において、刑余の少年の更生や脱籍無産者に対する授産を促した施設であつた。¹³⁾内務省は、無籍状態は穩当では無いが、本人の希望を一切聞かずに監獄のある町村の籍へ編入するのも適當でない、人口統計は典獄が在監地の区戸長に通知して算入することで補えるとし、監獄一般に在監する無籍者の就籍に関する統一的な法を定めた。

明治十五年十二月の「監視并ニ特別監視取扱手續」（警視庁号外達）には、

第一条 監視に付すべき者は、典獄において刑法附則第二二条により予めその住所を定めしめ、第一号書式に従いその住居の地の警察署へ照会を遂げ（は刑一年以上の者は満期百日前に）、主刑の終わりたるとき、第二号書式に従い満期計算書ならびに宣告書の謄本を副え、左の区別に従い護送すべし。もつとも時宜により他の署へ護送するも妨げなし。¹⁴⁾

とある。右は同十七年に改正され、「……第一号書式に従い該地の区戸長に照会を遂げ（刑一年以上の者は満期百日前、それ以下の者は入監の際）、主刑の終わりたるとき、その回答書および同則第二三条に記載ある文書を副え、……ただし、本人の住所および引取人の

判明なるは必ずしも照会するを要せず¹⁵⁾とされた。

以上より、無籍であつても就籍先は強制されなかつたが、住所は出獄前に照会して確実に定めるといふ運用であつたことがわかる。なお、住居地の警察署で下付される監視票（旧刑附二六条）の雛型¹⁶⁾には、「何府県何_{郡区}何_{村町}何番地住_ハ寄留_ハ何_氏子_ハ」¹⁷⁾とあり、寄留先での監視も可能であつたと考えられる。帰住先がなく引取人がいないとき、または旅費がない者は、監獄の別房に留置して工業または使役に供された（別房留置、三二条）。

2 転居の許可

監視期間中の転居は、警察署の許可が必要であつた（二七条三号）。これは仮免監視においても同様である（三七条）。

3 警察署への出頭

監視期間中は、警察署へ月二回出頭し、謹慎を表して、監視票に官吏の認印を受けることとされた（二七条一号本文）。警視庁においては、毎月十日までに一回、二十日より三十日までに一回とされた¹⁷⁾。

旧刑法が施行された当初、警察制度は未だ確立途上であつた。内務省の統計によれば、明治十五年の全国の警察署数は四五五である。同十九年、地方官官制（勅令第五四号）により警察署は各郡区単位で設置されることとなり、その数は漸次増加して六〇〇以上となつた¹⁹⁾。ただし、根室県下については、管内の土地が広漠で離島もあることから、郡役所または戸長役場への出頭を認めている²⁰⁾。

4 旅行の許可

旅行についても、転居と同様に警察署の許可が必要であつた。旧刑法附則二七条四号には、

擅に他の地方に旅行することを許さず。もしやむことを得ざる事故ある時は、その事由を警察所に具申し許可を受くべし

と定められ、被監視人は旅行の自由が制限されていたことがわかる。旅行については、さらに細かい規定が附則に置かれた。旅行の許可を与えられた被監視人には、里程を計り滞留する時日を計算し、往復日数を限定した旅券を付与すること。被監視人は滞在先に到着後、その地の警察署に旅券を提示し、官吏の認印を受け、期限内に帰着して直ちに旅券を警察署に還納すること（三〇条）。旅行中に天災または疾病等により臨時淹滞したときは、その地の警察署に具申して官吏の証書を受け、帰着の日に旅券に添付して提出すること（三一一条）。

ところで、大警視川路利良²¹が明治八年頃から内国旅行における旅券携帯の義務化を企図していたことは、既に知られるところである。これは、治安上の要請から旅行者一般に無籍者・逃亡者でないことの証明として旅券の携行を求めたものだが、採用には至らなかつた。明治九年一月、川路が内務卿大久保利通に提出した意見書「我日本国ノ基本」には、

第八 郷土不良の徒あり。これをして旅行を止めしめんと欲するも別に法なきが故に、これを止むる能わず、遂に親族朋友に難題を懸け、官の手数に掛る等、世間甚だ多し。官、この悪人を制防するの規則を設けずして、手数に掛る毎にその責をこの親族等に帰せんとす。人是を何とか謂わんや。²²

とあり、不良の徒の旅行を制限できる制度整備の必要性を述べている。また、同じく川路の手による「旅券発行二関スル要旨」には一〇項目の警察実務に関する課題が挙げられ、そのうち、

第四 懲役人満期の上、己れが同意のものを引取人に立て、これを引き渡すの後に逃亡し、直ちに強盜窃盜を為すもの多し。すなわち是を注意し、身元慥かなるものにあらざれば渡さざる事にせり。然るに引取るものなくしてやむを得ず一時懲治監に入るに、日に多人数となる。この処理如何。

第五 欧州各国においては、右等の徒その罪の軽重により放免の後、是を監護するの法あり。我国においても自然是に倣わざるを得ず。⁽²⁴⁾この法如何。

右は出獄後の再犯対策に関するものであり、旅券を発行するときは悉くその弊害を防ぐことができる、と結んでいる。思うに内国旅券規則案は臣民一般を対象とするものについては成立こそしなかったが、戸口調査では丙に分類された不良の徒である被監視人に対して旅行を制限し旅券携帯の義務を課したことは、一部採用ともとれる。もつとも川路は明治十二年に没しており、監視規則と川路との関係について明らかにすることはできなかつた。

5 禁止事項

監視期間中は、酒宴遊興の席または群集の場所への参会が禁止された(旧刑附二七条二号)。酒宴遊興の席とは、いかなる場合を問わず公然たる宴会遊里場等を指す、群集の場所とは、公園諸遊観場もしくは神社仏閣の祭典遊観場等である。⁽²⁵⁾

6 監視規則違背

警察署への不出頭や無許可の転居・旅行等により監視規則に違反した者は、十五日以上六月以下の重禁錮²⁶が科せられた(本一五五条)。内務省の統計によれば、被監視人の逃亡は導入年である明治十五年は一千二八六件、同二十年には七千件にのぼった。逃亡を除く監視規則違背も毎年約三千件発生しており、監獄における過剰収容問題に対応するように監視規則違背の訴追を回避するような動きもあった。被監視人に定期的な出頭を求めたり移動の自由を制限して旅券携帯等の義務を課したりすることは、その違反が直ちに犯罪となることから、社会復帰阻害要因となるともいわれるようになった。²⁸

四 日本帝国刑法初案の影響

ここまで、警察監視の概要や内務省、警視庁等に関する史料をもとに監視規則の内容を詳らかにしてきた。次に、旧刑法の編纂をおこなった司法省での議論を検討する。

旧刑法は、司法省、刑法草案審査局、元老院の三つの段階を経て成立した。このうち司法省における編纂作業は、明治九年五月頃を境に、お雇い外国人ボアソナードの実質的な参加の有無を基準として、さらに二つに分けられる。後半は、ボアソナード起草案をたたき台に鶴田皓との討論を経て確定稿の日本刑法草案を完成させていく段階であり、著名な史料『日本刑法草案会議筆記』²⁹が議論の様子を詳らかにしてくれる。前半はボアソナードからの意見を参考にしつつも、日本人委員が討論しながら総則部分を起草した段階である。警察監視に関する議論は、史料上は前半に多くみられる。なお、警察監視はフランス語では *surveillance de la police*、ドイツ語では *Polizeiaufsicht* であるが、当

初は「政府監察」と訳されていた。³⁰⁾

1 ボアソナードの刑法講義

『仏国刑法会議筆記』は司法省における初期の編纂段階に、日本人に対して行われたボアソナードによるフランス刑法の講義記録である。これは単なる講義ではなく、刑法編纂を目的とした会議の一環であるとされる。³¹⁾ 明治八年十月二日の項により、「刑法別会」として警察監視（監察）に関する講義がおこなわれた。フランスの制度について網羅的な説明があった後に、監視の方法について述べられている。その要約は次の通り。³²⁾

「監察」の際には種々の方法があり得る。フランスにおいてもナポレオン三世統治下と現在の刑法とは、その方法が異なる。現行の刑法では、監察を受けた者は例えばパリ・リヨン等の都会を除いて、どこへ住居するとも差支えないとしている。一八七〇年（明治三）以前は、監察を受ける場所を政府より定め、その外の地へは居住を禁じた。例えば日本法で箱館と定めるときは、箱館の外いずれの地へも行くことができない。現行は都会を除けばいずれの地へ行くとも差支えない。自分の好む町へ行き住居する、そしてそこから他へ転居することができる。転居届を邑長へ提出し、邑長から州長へさらに届をなす。州長が定めた道筋をその道筋の各邑長へ一々届をして通行する。もし指揮を犯して決まった道筋の外を通行したときは、それについてまた別の刑に処せられる。

例えば日本の旧法にある「構え」と同様の刑である。

監察についてフランスでは、全廃すべきかまたは廃止せずその方法を改正すべきかの議論がある。フランスでは監察を受けた者が大罪を犯すことがあった。

現在の監察は、自分は決して罪を犯さないという慥な信用を示し、かつ監察を受けていることを他へ漏洩しないこ

とを依頼し、お互いに「契約」をして、営業することが成立する。監察は各地の警察官吏よりひそかにおこなわれるので、他人がこれを知ることではなく、全く常人同様に他人に関係し営業することに差支えない。しかし、もしその者が酒楼等の上り、妄りに飲食する等のことが警察官吏の目にとまれば、その飲食する理由を問い糺し、さらに不都合があれば直ちにこれを罪する。もしその土地にて殺人等があったときは、監察は速やかにその者を呼び寄せ殺人のあった時日の挙動進退を取調べ、もし不都合の事があれば糺問する。政府の監察の原則は「至極しかるべし」。しかし営業の利便性と住民の安全を考慮した方法を設けるべきである。

ここで日本人より質問があつた。最初定めた住居地で五年の期間を経過した後に、パリ・マルセイユ等の都会へ転居することを乞われたときは、転居させるのか（フランスの監視期間は長く設定されており、終身のものもあつた）。ボアソナードは、「都会の地は難事あり」として次のようにいう。人民雑踏で警察官吏は監察中の者を見失うことがありうる。しかし、繁華なので自ら営業に着き易いという利点もある。もつともまた、それだけに悪事をしやすい場合もある。都会では注目されないが、辺鄙の地では他人は監察を受けている事実を知り易く、自ら営業をすることができない。ゆえに都会の地に居住させるのも良いかもしれない。

史料の最後には、「田舎ノ者ハ自分ノ住居へ帰り得丈ケ徳ナリ都会ノ者ハ自分ノ住居へ帰り得サル丈ケ損ナリ」という日本人の意見と「此法律ニ仍レハ幸不幸ハ止ムヲ得サレハナリ」というボアソナードの言葉が記されている。

2 日本帝国刑法初案

旧刑法の編纂において司法省は当初、以上のようなボアソナードの講義を参考としつつも日本人編纂委員の合議によって草案を作成していた。明治九年四月、「日本帝国刑法初案」が完成するものの、ボアソナード案をもとに起草

する作業に編纂方法が換えられたのは先述の通りである。

初案には、監視について次のように起案されている。

第二〇条 重罪を犯す者は、刑期満限の後三年以上十年以下左の条件に従い警察官の監視に付す。

一 刑期満る十日前に犯人をして自ら住所を定めしむ。若し自ら住所を定めざる時は、警察官においてその住所を定む。但し犯罪の情状によっては地方を限り居住往來を禁制することを得。

二 刑期満る後は警察官の鑑札を与え、警察の規則に従いその検査を受しむ。

三 居住を転移せんと欲する者は、警察官吏の許可を受け転移の後、二十四時間にその地の警察官署に出て検査を受しむ。

四 旅行せんと欲する者は、警察官吏の許可を経て路券を受け、旅行地方到着の後二十四時間に路券をその地の警察官に出して検印を受しめ、転じて他地方に行くことを聴さず。³³

右が全く旧刑法に引き継がれていないことは一見してわかるが、これまで述べてきた監視規則が定められた附則の内容に類似する部分があることは注目に値する。もともと、監視期間、警察による住所の決定、居住・旅行の制限に関する内容は大きく異なる。

初案が完成するまでの様子は、『刑法草案編集日誌抜鈔』³⁴および『刑法編集日誌』³⁵により明らかである。資料より、監視場所をめぐる大きな議論があったことが読み取れる。

ボアンナードの通訳を務めた名村泰蔵は、ヨーロッパで古典的に発展していった都市・犯罪地での居住禁止と結びついた制度を主張したのに対して、司法省の実質的な編纂主任であった鶴田皓は、住所の移動は営業と密接に関係しており、社会復帰の妨げとなることを強く主張して反対した。出獄後の移送手続が煩雑になるともあり、消極的な理由による主張であったとも読める。鶴田が苛酷さを主張すると、あえて刑法上の付加刑処分とせず戸口調査にて単に警察がその動止を監察することで足りるのではないかという意見も登場した。

初案では、旅券（路券）携帯義務も明文化されている。旅券携帯については、自身で現地の警察署の検印を得ることで官吏の手数を減らし、また、監視票（鑑札）の携帯は不要で、途中の疾病や事故の対処に便益があるという理由が述べられている。これは、治安を維持し犯罪者の探索を容易にするという川路の意見書とは異なり、官吏の手間を短縮し、被監視人の人身保護を考慮したものであるといえる。

五 おわりに

ここまで検討したように、監視はその編纂過程において、警察による住居の決定や居住・旅行制限を伴うものとして考案されたが、そのことが刑余者の社会復帰になじまず、また業務を煩雑にすることが指摘された。そして後に成立した監視規則は、明示的な立入禁止区域を設けることを回避している。旧刑法附則の具体的な編纂経緯に関する史料は乏しく、本稿において監視規則に初案の影響がみられることが明らかとなったのは、今後の附則研究の手がかりとなるだろう。

ところで自由民権運動弾圧のため明治二十年に制定された保安条例（勅令第六七号）には、

第四条 皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内乱を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは、警視総監又は地方長官は内務大臣の認可を経、期日又は時間を限り退去を命じ、三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を禁ずることを得

退去の命を受けて期日又は時間内に退去せざる者又は退去したるの後更に禁を犯す者は、一年以上三年以下の軽禁錮に処し、なお五年以下の監視に付す

監視は本籍の地に於て之を執行す

という著名な規定がある。右は、政治犯を政治の中心から退去させ、首都への立入を禁止したものである。保安条例における命令違反者に対する監視の執行を、わざわざ「本籍地」という言葉を用いておこなうとした背景にどのような意図があるのかは興味深いところである。上限が三年の軽禁錮に対する五年の監視期間が長いことはいまでもない。

ジョン・トービーは『パスポートの発明 監視・シティズンシップ・国家』³⁶において、カール・マルクスが生産手段の収奪を、マックス・ヴェーバーが暴力手段の収奪を用いて近代国家を論じたのに加えて、国家による移動の管理権限の掌握という視点を提供した。日本における警察による移動制限がどのような意義を有したのかについては論じることができなかつたので、今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「明治三十八年『刑ノ執行猶予ニ関スル法律』(法律第七〇号)について」成蹊法学八一号(二〇一四年)、「明治期における単純執行猶予の導入をめぐる」論究ジュリスト一四号(二〇一五年)および「明治期における仮出獄と特別監視」成蹊法学八四号(二〇一六年)。
- (2) 早稲田大学図書館所蔵『刑法註解』(第一編)八丁表。なお、同書には「後來ヲ戒メ且ツ再犯ヲ予防スル」という表現もみえる(三〇丁裏)。
- (3) 有期刑の監視期間(有期徒刑四年、重懲役三年、軽懲役二年)との権衡を保つためとされる。
- (4) 参考までに、断片的な史料ではあるが司法省による『司法省処務報告書 明治十八年』によれば、同年の仮免は三人である(一四五頁)。なお、『大日本帝国内務省統計報告』によれば、特別監視を含む警察監視の同年末執行者は二万八千八百八十八人。仮免者の罪種は、官林盗伐二人、知情盗賊受授一人とある。『司法省第十二処務年報 明治十九年』には、仮免は四人(警察監視の同年末執行者二万八千二百九一人)とある。年報には罪種ではなく性別と監視期間が列挙された。監視一年の者男一人、同十月男一人、同六月男一人女一人とある(二二頁)。
- (5) 前註(2)・三〇丁裏。
- (6) 由井正臣・大日方純夫校注『官僚制 警察』(日本近代思想大系三、岩波書店、一九九〇年)には、『警務要書』の抄録と解説がある。
- (7) 内務省警保局編『警務要書』(上巻、一八八五年)四九頁。引用文は、カタカナを平仮名に改め句読点を付した。以下、本稿における史料の引用について特に原文で記す必要がある場合を除いて同様の書き換えをおこなっている。
- (8) 大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房、二〇〇〇年)二二六頁。
- (9) 警視庁『警視庁令類纂 上巻』(一八八七年)四二五頁以下。
- (10) 普通監視は第二章(二一〜三七条)に、特別監視は第三章(四〇〜四七条)に規定が置かれた。前註(1)・拙稿「明治期における仮出獄と特別監視」註(48)には、全文の引用がある。
- (11) 新見吉治「明治初年の戸籍法」大倉山論集六輯(一九五七年)、福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』(東京大学出版会、一九五九年)および村上博「民法(家族法)」(石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』所収、弘文堂、二〇〇三年)を参照。
- (12) 内閣記録局編『法規分類大全 第一編』「治罪門三 監獄」一九六頁以下。これは、警視庁、府県(東京府を除く)、集治監

- に達せられている。
- (13) 監獄則并図式一〇条。なお、脱籍無産者とは本貫地から逃亡し、自ら生計を立てられない者のこと。児玉圭司「脱籍無産者対策における、大蔵省と司法省の見解の齟齬」法学政治学論究五七号（二〇〇三年）を参照。また、副島望「明治前期における浮浪・乞食の福祉的処遇」社会福祉五五号（二〇一四年）を併せて参照。
- (14) 前註(12)・『法規分類大全』「刑法律門一 刑律四」五〇一頁。
- (15) 前註(14)・五二〇頁
- (16) 雛型は様式の変更があった。前註(14)・四九三頁以下。
- (17) 監視并ニ特別監視取扱手続五条。押印するのは警察正副使であり、書記による代理もできた。警視庁官制では、一等および二等警察使は「総監ノ命ヲ受ケ警戒檢察ノ事務ヲ掌ル」とある（警視庁総監官房文書課記録係編『警視庁史編纂史料 第二類 第二』（一九三七年）二〇頁）。なお、近時の研究に警察使構想なるもの存在が指摘されているが、ここにいる警察使はそれとは異なるようである（湯川文彦『立法と事務の明治維新』（東京大学出版会、二〇一七年）三〇〇頁以下）。
- (18) 内務省『大日本帝国内務省統計報告』（第一回、一八八六年）六七頁。
- (19) 地方官官制三二条。大日方純夫「近代日本警察のなかのヨーロッパ」（林田敏子・大日方純夫編『警察』所収、ミネルヴァ書房、二〇一二年）三四三頁以下。
- (20) 前註(14)・五〇八頁。
- (21) 代表的な伝記として、鈴木蘆堂『大警視川路利良君伝』（東陽堂、一九一二年）および高橋雄豺『明治警察史研究 第四巻 前編』（令文社、一九七二年）一一一頁以下。
- (22) たとえば前註(21)・鈴木三四頁以下、秋元信英「川路利良『内国旅券規則案』の考察」国学院雑誌七一巻八号・七二巻二号（一九七〇・一九七一年）、前註(6)・二三五頁以下等。
- (23) 前註(6)・二四二頁。
- (24) 前註(21)・鈴木四五頁。
- (25) 監視并ニ特別監視取扱手続七条。
- (26) 重禁錮は軽罪の主刑の一つであり、定役に服した（旧刑二四条）。
- (27) 拙稿「明治期における仮出獄と特別監視」一三二頁には、警察監視の事由別終了者数の表がまとめられている。
- (28) たとえば民間での議論について、岩谷十郎・村上一博・三阪佳弘監修『日本弁護士協会録事 明治編』（第五巻、ゆまに書房、

二〇〇四年) 一一七頁以下。

- (29) 早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』(全六冊、早稲田大学、一九七六年)。
 - (30) 箕作麟祥『仏蘭西法律書 刑法』(翻訳局訳述、一八八〇年) 四七一頁以下および司法省『各国刑法類纂』(一八七七年) 等。
 - (31) 西原春夫・吉井蒼生夫・藤田正・新倉修編『旧刑法(明治十三年)』(1)、信山社、一九九四年) 一五頁以下〔藤田正〕。
 - (32) 前註(31)・一八二頁以下。
 - (33) 前註(29)・第I分冊一六頁以下。
 - (34) 前註(29)・第IV分冊二八七三頁以下。
 - (35) 前註(29)・『刑法編集日誌 日本帝国刑法草案』六頁以下。
 - (36) ジョン・トーピー著・藤川隆男監訳『パスポートの発明 監視・シテイズンシップ・国家』(法政大学出版局、二〇〇八年)。
- 原著は近時第二版が刊行された。John Torpey, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, 2nd edn, Cambridge University Press, 2018, 川本真浩(西洋史学二三五号、二〇〇九年)、坂井祐太(パブリック・ヒストリー七号、二〇一〇年)、松井真子(社会経済史学七五巻五号、二〇一〇年)による書評がある。

〔付記〕本研究はJSPS 科研費JP 18K12664 の助成を受けたものである。